

能力評価結果通知書発行の申請方法

過去に発行された能力評価結果通知書の発行が必要な場合は以下の手続きを参照してください。能力評価実施団体によって手続きが異なる場合がありますので、申請先団体のホームページを確認または問合せにより確認してください。

(1) 申請者

- ・能力評価結果通知書の発行を受けようとする建設技能者の方が能力評価実施団体に対して申請を行います（建設キャリアアップシステムに技能者登録を行い、すでに能力評価を受けている建設技能者の方が対象となります。）。
- ・能力評価結果通知書の発行申請手続きは、所属事業者等が代行して行うことが可能です。

(2) 申請先

- ・分野ごとの能力評価実施団体において個別に申請を受け付けて通知書を発行します。

※能力評価結果通知書の発行対象となる分野ごとの能力評価実施団体は「能力評価実施団体の一覧」でご確認ください（他団体への委託によって、能力評価手続きを実施している場合でも、能力評価結果通知書のみを申請する場合は、分野ごとの能力評価実施団体となりますのでご注意ください。）。

(3) 手続きに必要な書類

能力評価結果通知書の発行手続きには以下の書類が基本的に必要となります。詳細については必ず各能力評価実施団体のホームページを確認または問合せによりご確認ください。

①「能力評価（レベル判定）結果通知書」発行申請書（様式は別添参照）

- ・申請書に、事業者情報（事業者ID、事業者名、住所、電話番号、メールアドレス）と技能者情報（技能者ID、技能者氏名、生年月日）を記載してください。

②建設キャリアアップシステムカードの写し（表面）

- ・技能者IDと氏名等の確認に使用します。

③建設キャリアアップシステムにおける技能者情報画面の写し

- ・登録されている職種の確認に使用しますので、職種コードがわかるように写しをとってください。

④個人情報利用に関する同意書（様式は別添参照）

⑤（特別講習を受講してレベル4のカードの発行を受けた方は、登録基幹技能者講習修了証の写し（表面））

※原本の郵送をご希望される場合は、返信用封筒（返信に必要な切手を貼付の上、返信先の住所・名称等を記入してください。）を同封して、郵送にて申請をお願いします。

※通知書の発行における手数料は必要ありません。

（注）会員・非会員で対応が異なる場合がございますので、能力評価実施団体にご確認ください。